

税務署代表電話におけるセカンドガイダンスの導入について

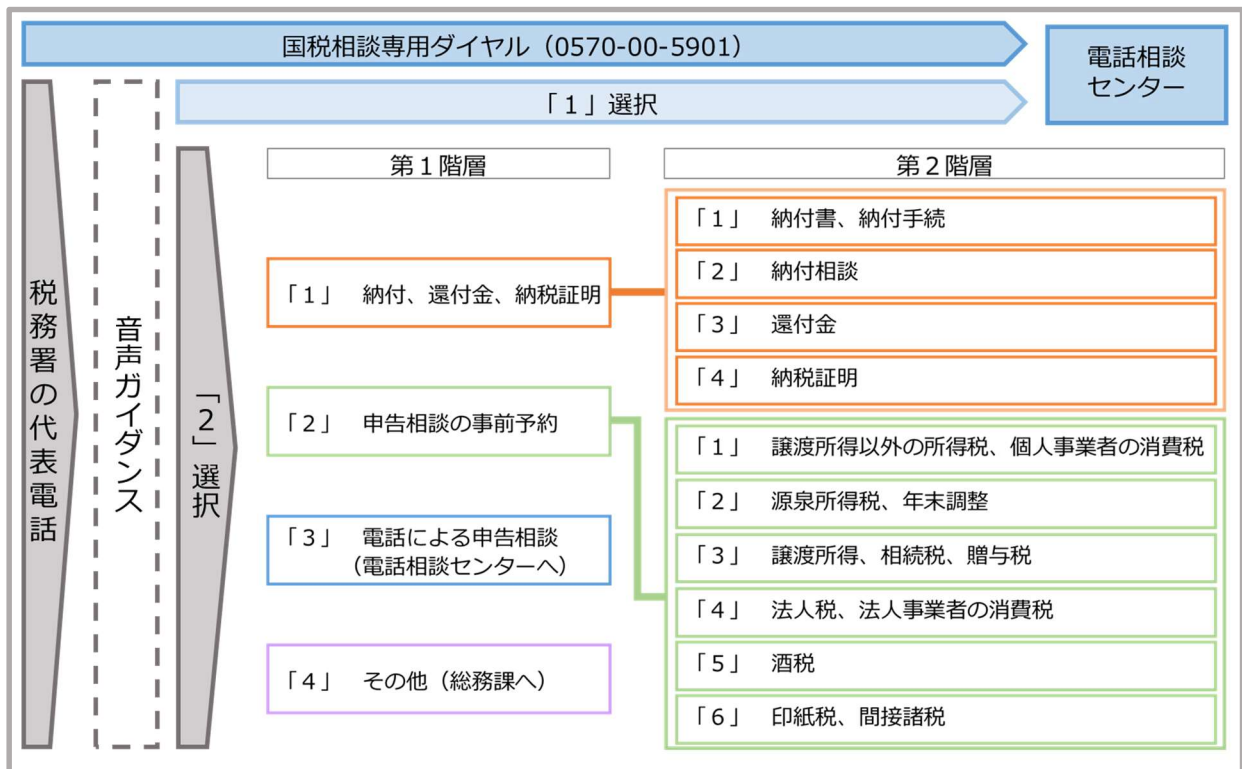
関東信越国税局においては、税務署の電話相談事務における納税者利便の向上の観点から、令和7年4月以降、一部の税務署を対象として、納税者等が税務署の代表電話に架電し音声ガイダンスで「2」を選択された後、新たな音声ガイダンス（以下「セカンドガイダンス」といいます。）をアナウンスすることによって、納税者等の問合せ等に応じた担当部門に直接つながる取組を実施いたします。

なお、税務に関する来署相談については、事前予約制となっておりますので、電話による相談の場合には、国税局の職員がお答えする「国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901（ナビダイヤル）」をご利用ください。

- 1 対象となる署
春日部税務署及び上尾税務署

- 2 運用開始日
令和7年4月1日（火）

3 セカンドガイダンスの概要



4 留意事項

お酒に関するお問合せは、対象となる署に担当職員がおりませんので、浦和税務署の担当職員宛に転送させていただきます。